

2021年10月14日
株式会社日本政策金融公庫

「北海道東部海域における赤潮等の発生により被害を受けた
漁業者等の皆さまの相談窓口」の設置について

日本政策金融公庫（略称：日本公庫）札幌・北見・帯広支店農林水産事業では、10月13日付けで「北海道東部海域における赤潮等の発生により被害を受けた漁業者等の皆さまの相談窓口」を以下のとおり設置しました。

日本公庫は、この度の赤潮等の被害により影響を受けられた漁業者等の皆さまからのご融資やご返済に関する相談に、迅速かつきめ細やかな対応を行ってまいります。

相談窓口	お問い合わせ先
札幌支店 農林水産事業	電話 011-251-1261 住所 北海道札幌市中央区北一条西 2-2-2 北海道経済センタービル 4階
北見支店 農林水産事業	電話 0157-61-8212 住所 北海道北見市幸町 1-2-22 2階
帯広支店 農林水産事業	電話 0155-27-4011 住所 北海道帯広市大通南 9-4 帯広大通ビル 3階

【主な資金制度】

対象資金	農林漁業セーフティネット資金
対象者	漁業に係る所得が総所得（法人にあっては、当該法人の漁業に係る売上高が総売上高）の過半を占めているもの又は粗収益が200万円以上（法人にあっては1,000万円以上）であるもの。
資金要件	<p>① 貸付金用途 赤潮等の発生により被害を受けた経営の再建に必要な資金</p> <p>② 貸付限度額 600万円（ただし、簿記記帳を行っている者に限り、経営規模等から貸付限度額の引き上げが必要であると認められる場合には、年間経営費の6/12に相当する額又は粗収益の6/12に相当する額のいずれか低い額とすることができます。）</p> <p>③ 借入期間 10年以内（うち据置3年以内）</p> <p>④ 特例措置 市町村が発行する「罹災証明」をご提出いただいた場合、金額1,000万円を上限として、最長5年まで利子助成を受けることで、実質無利子にてご利用いただくことができます。</p>

※ 最新の貸付利率は、公庫ホームページでご確認いただくか公庫等にご照会ください。

※ 罹災証明については災害の種類・時期、被害の状況（漁業種類、被害を受けた漁業用資産の所在地、被害施設等、平年生産量、減収量）の内容が確認できるものであれば、どのような様式でも差し支えありません。